

新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金交付要綱

平成29年9月21日制定

改正 7新総危危第2544号

(目的)

第1条 この要綱は、大地震の際に電気火災の発生と延焼を防止するための感震ブレーカー等の設置に係る経費を助成することにより、震災による被害の減少及び地域防災力の向上を図るため、新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 感震ブレーカー等 地震発生時に、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具のうち、ア又はイに掲げるもの

ア 分電盤タイプ

一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS0007付2）の規定に定める構造及び機能を有するもの

イ コンセント型等

「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」（内閣府）に定めるコンセントタイプ等の性能評価に基づき、一般財団法人日本消防設備安全センターの推奨を取得しており、設置時に動作確認ができるもの

(2) 非課税世帯 特別区民税が非課税のみの者で構成される世帯

(助成対象者)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 新宿区内に住宅を有し、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする者

(2) 新宿区内に住宅を新築するに当たり、当該住宅に感震ブレーカー等を設置しようとする者

(助成回数の制限)

第4条 この要綱で助成を受けることができる回数は、1助成対象者につき1回限りとする。また、助成対象者と同一世帯に属する者は、この要綱に基づく助成金の申請をすることはできない。

(助成金の額)

第5条 この要綱による助成金の額は、該当年度の予算の範囲内で、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。

(1) 第3条第1号に掲げる者（次号に掲げる者を除く。） 感震ブレーカー等の購入及び設置に要する費用（消費税相当額を含む。）（以下「助成対象経費」という。）の4分の3までの金額（6万円を上限とする。）

- (2) 第3条第1号に掲げる者のうち非課税世帯 助成対象経費の6分の5までの金額(7万5,000円を上限とする。)
- (3) 第3条第2号に掲げる者 1万円

(助成金の申請及び申請期間等)

第6条 助成対象者は、新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金交付申請書(第1号様式)に次の書類を添付し区長に申請するものとする。

- (1) 見積書その他設置予定の感震ブレーカー等の種類、助成対象経費等が記載された書類
- (2) 第3条第1号に掲げる者にあつては、同号の住宅を所有していることを証明する書類(固定資産税額が記載された納税通知書の写し等)
- (3) 非課税世帯においては、世帯全員の非課税証明書
- (4) その他区長が必要と認めた書類

2 前項の規定による申請は、当該年度の4月15日から2月末日(当該日が新宿区の休日を定める条例(平成元年新宿区条例第1号)第1条第1項に規定する区の休日の場合にあつては、その翌日)までに行うものとする。

(助成金の決定)

第7条 前条第1項の規定による申請は、先着順に受理するものとする。

- 2 区長は、助成対象者から前条第1項の規定による申請があつた場合は、その内容について審査し、助成金の可否を決定し、新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金交付・不交付決定通知書(第2号様式。以下「決定通知書」という。)により、当該交付申請をした者に通知するものとする。
- 3 区長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金の交付申請に係る事項につき条件を付して助成金の交付決定の通知を行うことができる。

(申請内容の変更・中止)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者が、当該決定後に、申請の内容を変更し、又は中止する場合は、新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金変更承認申請書(第3号様式)又は新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金中止承認申請書(第4号様式)により、速やかに区長に申請するものとする。ただし、内容変更による助成金交付申請金額の増額はできないものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金変更交付の可否を決定し、新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金変更等承認・不承認決定通知書(第5号様式)により、当該変更交付申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 助成対象者は、感震ブレーカー等の設置が完了したときは、新宿区感震ブレーカー等設置費用実績報告書(第6号様式。以下「実績報告書」という。)に、次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに区長に提出し、審査を受けるものとする。

- (1) 領収書その他助成対象経費の支払いが完了していることを確認できる書類
- (2) 感震ブレーカー等設置工事の実施状況が確認できる写真(建物外観、施工前・施工後)
- (3) その他区長が必要と認めた書類

(助成金額の確定)

第10条 区長は、前条の規定により提出された実績報告書を受理したときは、その審査を行い、助成金の額を確定し、新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金交付額確定通知書（第7号様式。以下「確定通知書」という。）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付請求及び交付)

第11条 確定通知書を受けた助成対象者は、速やかに新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金交付請求書（第8号様式）により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があった時は、助成対象者に助成金を交付するものとする。

3 第1項の規定による請求は、確定通知書を受けた日から当該年度の3月末日（当該日が新宿区の休日を定める条例第1条第1項に規定する区の休日の場合にあつては、当該日の直前の休日でない日）までに行うものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 区長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定の一部又は全部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他区長が不当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の一部又は全部を取り消す場合は、新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金交付決定（一部・全部）取消通知書（第9号様式）により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、新宿区感震ブレーカー等設置費用助成金返還請求書（第10号様式）により、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(代理人)

第14条 助成対象者は、第6条の助成金交付、第8条の規定による申請内容の変更・中止及び第9条の規定による実績報告について、当該機器を設置する施工業者に対して手続きを依頼することができる。

2 前項の規定により代理申請を行う者（以下「代理人」という。）は、当該手続きを誠意をもって実施しなければならない。

3 第1項の規定により代理人が助成対象者に代わって申請等をするときは、第6条の規定による申請の際に、代理人の届出（第11号様式）を添えて、区長に提出しなければならない。

(処分制限期間)

第15条 感震ブレーカーの処分を制限する期間は、設置後10年とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めのない事項は、東京都新宿区補助金等交付規則（昭和45年新宿区規則第7号）の定めるところによるほか、助成金の交付に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。